

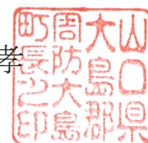


(6) 一般競争入札の公告について

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び周防大島町財務規則（平成16年周防大島町規則第47号）第110条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月23日

周防大島町長 藤 本 淨 孝



1 入札に付する事項

次に掲げる工事の請負

- (1) 工事名 周防大島町清掃センター基幹的設備改良工事
- (2) 工事場所 山口県大島郡周防大島町大字棕野字堺5番地12
- (3) 工 期 契約締結日の翌日から令和10年3月30日まで
- (4) 工事概要

受入供給設備	ピット&クレーン方式（部分更新）
燃焼設備	ストーカ方式（部分更新）
燃焼ガス冷却設備	水噴射冷却方式（部分更新）
排ガス処理設備	乾式有害ガス除去装置＋バグフィルタ方式（部分更新）
通風設備	平衡通風方式（部分更新）
電気計装設備	中央制御方式（部分更新）
土木建築設備	空気調和設備、照明（部分更新）
- (5) 工事発注方式 性能発注方式

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (3) 周防大島町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する要綱（平成16年周防大島町告示第86号）の規定による指名建設業者等名簿に登録されていること。

- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の規定による清掃施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (5) 当該公告の日から本工事の開札の日までに、周防大島町建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領（平成16年周防大島町告示第88号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 公告の日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（これらの保険のうち、適用を除外されているものを除く。）に加入していること。
- (7) 本工事発注に係る公告日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第27条の23に規定する経営事項審査の清掃施設工事に係る総合評定値が1,000点以上であること。
- (8) 平成27年4月1日から当該公告の日までの間に、地方自治体（一部事務組合を含む。）が発注した、本工事と同種の工事を元請として受注した実績があること。なお、同種の工事とは、循環型社会形成推進交付金を活用したごみ焼却施設の基幹的設備改良工事又は新設に係る工事をいう。
- (9) 次の基準を満たす監理技術者を、本工事の現場に専任で配置できること。なお、監理技術者は、現場代理人及び主任技術者を兼務できるものとする。
 - ア 法第26条に規定する清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けている監理技術者で、公告日以前3箇月以上前から雇用関係がある者
 - イ 過去に同種工事の配置実績を有していること。
- (10) 本工事に係るコンサルタント業務に関与した者との間に資本面、人事面において関連がない者であること。なお、本工事に係る設計業務に関与したものは次のとおりであること。

株式会社 東和テクノロジー

3 性能発注に関する事項

- (1) 発注仕様書の内容に基づき、4の（7）に掲げる提案図書を提出すること。
- (2) 対象工事は、発注仕様書に示した性能について要件を満たしており、発注仕様書に示す保証期間及び保証事項を保証すること。
- (3) 提案図書の内容が要求要件を満たしていない場合は失格とする。
- (4) 提案が適正と認めた場合であっても、請負業者の性能保証の責任が軽減されるものではない。
- (5) 提案図書の提出後、入札参加資格審査の前に必要に応じてヒアリングや文書による回答を求める場合がある。

4 入札に係る手続き

この公告の入札に参加を希望する者は、入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を提出すること。提出方法は後述の5に掲げるとおりとする。

なお、入札参加資格の確認結果を記載した書面は、令和7年7月11日までにFAXで通知する。

- (1) 条件付一般競争入札参加申請書（様式1）
- (2) 同種・同規模工事等の施工実績調書（様式2）
- (3) 配置予定技術者の資格・工事等経験調書（様式3）
- (4) 総合評定値通知書の写し（直近のもの）
- (5) 建設業許可通知書の写し
- (6) 監理技術者が監理技術者講習を受講した者であることを証する書面の写し
- (7) 提案図書（施設概要説明図書、設計仕様書、図面、工事工程表、工事計画、二酸化炭素排出量削減計算書）

5 入札参加資格確認資料等の提出方法及び提出期間

4に掲げる入札参加資格審査資料等を封筒に入れ、一般書留、簡易書留、特定記録郵便、又はレターパックプラスのいずれかの方法により下記宛先へ郵送すること。なお、提出に必要な経費は入札参加者の負担とし、提出された資料等は返却しない。

宛 先 〒742-2199

山口県大島郡周防大島町大字小松193-2 大島郵便局留

周防大島町役場 総務部財務課 契約監理班 宛て

提出期間 令和7年6月17日から令和7年6月27日までに大島郵便局へ到着のこと。

6 仕様書等の配信

本工事に係る仕様書等の配信は、次のとおり行う。

- (1) 配信期間 令和7年5月23日から
- (2) 配信方法 仕様書等は、周防大島町ホームページから本工事の添付ファイルをダウンロードすること。

【添付場所】 新着情報・2025年お知らせ → 周防大島町清掃センター基幹的設備改良工事に係る条件付一般競争入札の公告について

- (3) 仕様書等に関する質疑等

仕様書等に関する質疑がある場合には、令和7年6月20日午後5時までに質問文書をFAXにより提出すること。質問文書は周防大島町ホームページから「内容質問書」をダウンロードし、必要事項を記入して提出すること。

F A X送信先 0820-74-1016 周防大島町 総務部財務課 契約監理班 宛

(4) 仕様書等に関する質疑に対する回答

回答文書は、周防大島町ホームページ内の「設計図書等の質疑に対する回答」にて配信する。なお、最終更新は令和7年6月24日とする。

URL <https://www.town.suo-oshima.lg.jp/soshiki/5/1940.html>

7 現地説明会

現地説明会を下記のとおり開催します。参加を希望する者は、6の(3)の「内容質問書」に参加希望の旨を記載し、令和7年6月13日午後5時までにF A Xにより提出すること。

ア 日 時 令和7年6月18日 午前9時から随時

イ 場 所 周防大島町清掃センター

周防大島町大字棕野字堺5番地12

8 入札の方法

周防大島町郵便入札実施要綱（平成18年周防大島町告示第14号）の規定による郵便入札とする。入札に参加する者は、周防大島町建設工事等入札心得（郵便入札）（平成18年4月1日）を確認しておくこと。

9 予定価格に関する事項

(1) 予定価格 事後公表

(2) 入札書比較価格（予定価格の110分の100） 事後公表

(3) 最低制限価格の設定 無（低入札価格調査対象工事）

周防大島町低入札価格に関する事務取扱規程（平成23年周防大島町訓令第1号）第7条第1項第2号適用

10 入札書等の提出

4の入札参加有資格者であることのF A Xを受けた者は、次に掲げる方法により、入札書等を郵便送達すること。

(1) 入札書

入札書記載金額に当該金額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 積算内訳書

6の(2)で配信した積算内訳書に入札書記載金額の内訳金額を記載すること。

- (3) 入札書、積算内訳書を内封筒に入れ、一般書留、簡易書留、又は特定記録郵便のいずれかの方法により郵送すること。なお、入札書等の提出に必要な経費は入札者の負担とする。

宛 先 〒742-2199

山口県大島郡周防大島町大字小松193-2 大島郵便局留

周防大島町役場 総務部財務課 契約監理班 宛て

- (4) 入札書等は令和7年7月25日から令和7年8月4日までに大島郵便局に到着のこと。

11 開 札

- (1) 開札日時 令和7年8月5日 午後1時30分

- (2) 開札の場所 周防大島町大島文化センター2階 研修室4
(周防大島町大字小松138番地1)

- (3) 開札の立会い及び傍聴

本入札に参加した者で、開札の立会いを希望する者(1参加者当たり1名とする。)は、開札時間の10分前までに、開札会場に委任状を持参のうえ参集のこと。

立会いを希望する者が2人に満たない場合は、本入札事務に関係のない町職員が立会う。

また、開札の傍聴を希望する者は、開札会場へ入室できる。

- (4) 入札の回数及び無効となる入札

周防大島町建設工事等入札心得(郵便入札)の規定による。

12 落札者の決定

周防大島町財務規則第118条の3、及び周防大島町条件付一般競争入札実施要領(平成21年4月10日制定)第7条の規定による。

13 契約の締結

本工事の契約の締結は、周防大島町議会の議決を要するため、落札者の決定後は仮契約を締結し、当該議案が可決されたときに本契約を締結する。

ただし、仮契約から本契約までの間に、落札者が周防大島町による指名停止の措置を受けたとき、建設業法における営業の停止命令を受けたとき、会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをしたとき若しくは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしたとき(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けているときを除く。)、又は本入札に関し

談合事実が確認され、本入札が無効とされたときは、本工事の契約を締結しないこととする。

14 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除する。

契約保証金は契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、国債の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、工事履行保証契約又は町を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

15 支払条件

前払金、部分支払は、周防大島町工事執行規則（平成16年周防大島町規則第149号）第42条及び第45条の規定による。

16 その他

この公告についての問い合わせ先

周防大島町総務部 財務課契約監理班（電話0820-74-1009 FAX 0820-74-1016）